

「令和8年度愛知県地域生活定着支援センター運営事業委託業務」に係る
共同事業体取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県福祉局福祉部地域福祉課が発注する「令和8年度愛知県地域生活定着支援センター運営事業委託業務」(以下、「委託業務」という)の実施に際して、受託事業者同士が結成する共同事業体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、共同事業体の用語の定義は次のとおりとする。

共同事業体

事業の実施に際して、技術力等を結集することにより事業の安定的実施を確保する場合等、事業の規模、性格等に照らし、共同による実施が必要と認められる場合に事業ごとに結成する事業体

(企画競争参加に当たっての提出書類)

第3 企画競争の参加に当たっては、次に掲げる事項を記載した届出書(様式第1)、共同事業体の結成、運営等についての協定書(様式第2)の写し、及び共同事業体の企画競争参加、見積、契約締結、委託代金の請求及び受領等の権限についての委任状(様式第3)を企画提案書の提出期限までに知事へ提出しなければならない。

(1) 共同事業体の名称

(2) 共同事業体の構成員の名称、所在地及び代表者の職氏名

(責任分担比率)

第4 構成員の責任分担比率は各構成員間において自主的に定めるものとする。

2 共同事業体の代表者となる構成員の責任分担比率は、構成員中最大としなければならない。

(調査助言)

第5 愛知県福祉局福祉部地域福祉課長は、共同事業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて委託業務の実施体制及び運営状況について調査し、助言するものとする。